

受診シールを郵送 健康チェックを受けて



本年度のシールは薄い緑色

本年度の各種健(検)診受診シールを対象者へ郵送しました。封筒が届いたら、シールや同封の資料を必ず確認してください。

■受診方法

個別健(検)診か集団健(検)診のどちらかを受診できます。個別健(検)診は市内約230の医療機関で受診する方法です。事前に医療機関へ予約してください。集団健(検)診は、保健センターや公民館などの会場で受診できます。詳しくは、同封の「健康診査のお知らせ」、「健康のしおり」で確認してください。また、本市ホームページにも掲載しています。

受診期限＝平成22年2月末日

■社会保険などの加入者は

昨年4月から、さわやか健診(基本健診)に替わり各医療保険者が実施する特定健診が始まりました。社会保険などの被扶養者は、新さわやか健診受診時に、受診シールのほかに「特定健診受診券」などが必要。詳しくは、加入している医療保険者へ問い合わせてください。

■転入した人は

4月1日以降に本市へ転入した人には受診シールを交付しますので、健康増進課へ連絡を。また、国保に加入する人は、先に市役所国民健康保険課で加入手続きをしてください。

■用意する物

●がん・骨粗しょう症・歯周疾患・肝炎ウイルス検診

健康診査受診シール、本人負担金(70歳以上、生活保護受給

世帯、市民税非課税世帯の人は無料)。

●新さわやか健診

医療被保険者証(生活保護受給票)、健康診査受診シール。また、40歳から74歳までの人は特定健康診査受診券(国保加入者は受診シールに含む)と健診質問票が、後期高齢者医療被保険者は後期高齢者健康診査受診券(受診シールに含む)が必要です。

65歳以上の人は自己チェック表(要支援・要介護認定者は不要)を記入して持参してください。

問い合わせは

新さわやか健診・シール発行については	健康増進課	☎220-5784
各種がん検診については	同課	☎220-5783
特定健診については	国民健康保険課	☎898-6249
後期高齢者健診については	同課	☎898-6253
自己チェック表については	介護高齢課	☎898-6133

身近な市販薬を 安全に分かりやすく



風邪薬や胃腸薬など、処方せんがなくても身近な薬局やドラッグストアで購入できるのが市販薬。薬は病気を治す一方で、副作用などのリスクもあります。そこで、より安全に安心して市販薬を利用できるよう、6月から市販薬の販売制度が変更されました。

■市販薬を3つの区分に分類

リスクが高い物から順に、第1～第3類医薬品に分類し、薬の外箱などに表示します。また、店舗ではリスクの程度が分かるように区別して陳列します。

■専門家がアドバイス

販売するときに、リスクの分類ごとに専門家が積極的に情報提供し、相談に応じます。

■専門家の明確化

「薬剤師」のほかに「登録販売者」が新たに専門家として加わりました。なお、市民の皆さんに専門家であることが分かるように名札の着用が義務付けられています。

問い合わせは
保健総務課 ☎220-5782

日ごろの心掛けて 大切な歯を守ろう



6月4日(木)から10日(水)までは歯の衛生週間。今年のスローガンは「今日もご飯がおいしいね 感謝をこめて さあ歯磨き」です。

永久歯を1本でも失うと「食べる」、「話す」、「笑う」などの日常生活に支障が出ます。歯を失う主な原因となる虫歯と歯周病は、口の中を清潔に保つ事で予防できます。磨き残しがないよう、丁寧に磨いてください。また、定期的にかかりつけの歯科医療機関で健診を受けましょう。

■歯周疾患検診

30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の人を対象に歯周疾患検診を行います。対象者へは5月に受診シールを送付。歯科医療機関で検診を受けましょう。

なお、4月以降に本市へ転入した人には受診シールを交付しますので、健康増進課へ連絡を。

問い合わせは
健康増進課 ☎220-5783

ローズタウン中通線など

都市計画案の縦覧

前橋都市計画道路、大胡都市計画道路の変更案を縦覧します。概要は右表のとおりです。なお、この案について意見のある人は、縦覧期間中に県案は県へ、市案は市へ意見書を提出できます。

日時＝6月9日(火)～23日(火)の執務時間内

縦覧場所＝県案は県都市計画課、前橋土木事務所および市役所都市計画課、市案は市役所都市計画課

問い合わせは
県都市計画課 ☎226-3656
市都市計画課 ☎898-6948

都市計画道路の変更概要

都市計画案	名称	変更区間
県	昭和大橋大胡線 3.3.78号	富田町 延長約140m 幅員15m
	茂木・堀越線 3.4.4号	茂木町 延長約60m 幅員14m
市	ローズタウン中通線 3.5.109号	富田町 延長約730m 幅員13m

長期優良住宅の建築 申請で諸税の優遇

6月4日(木)に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が施行されます。これに合わせて、長期にわたり良好な状態で使用する措置をした住宅を建築する際に、建築・維持保全計画の認定申請を受け付け。認定されると、建築時の登録免許税や不動産取得税、固定資産税、所得税の優遇が受けられます。

問い合わせは
認定申請については 建築指導課 ☎898-6753
税制については 資産税課 ☎898-6218
市民税課 ☎898-6204

耐震改修費を補助 地震に強い住宅を

木造住宅の耐震改修費を補助します。希望者は、補助の要件について事前に問い合わせを。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

対象住宅＝木造住宅耐震診断者派遣事業による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満

対象者＝本市在住で対象住宅を所有する個人

募集＝先着5戸

補助額＝耐震改修に要する設計費や工事費、工事監理費の3分の1(上限50万円)

申し込み＝12月25日(金)までに建築指導課(☎898-6752)へ直接

シーズポートに出店しませんか

シーズポート(千代田町二丁目)のテナントを募集します。概要は下表のとおり。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

テナント募集概要				
階数・店舗	面積	家賃(月額)	管理費(月額)	敷金
1階・106号室	26.41m ²	3万9,240円	6,074円	家賃3カ月分
地下1階・001号室	225.86m ²	16万5,550円	5万1,947円	

申し込み＝7月15日(水)までに前橋プラザ元氣21内にぎわい商業課(☎210-2273)へ直接



前橋テルサに隣接する施設